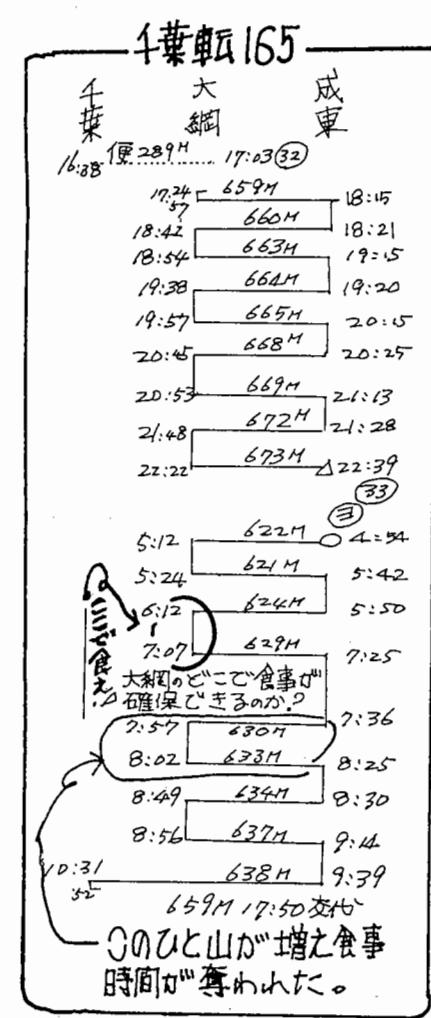




食事時間を潰してしまっている。  
そして、食事をとるために便乗時間の若干の変更すら一切認め

ようどしないのだ。これも効率化だけを考えているからだ。

千葉転の行路も、効率化だけを追い求めたものとなつていて、千葉転はこれまで、朝四時、五時台出勤の早出行路が多く、当自身交番順序を組むこともできない勤務形態であった。当局は「改善した」と称している。



が、何のことはない、早いスジを明けの部分に上げ替えただけのことだ。だから、明けの時間がの多くが11時～12時になってしまっている。B一六五行路など、運転士の労働条件を無視した労働強化の団交のなかで当局は、「六二四

典型的行路である。これまで朝食時間だった所に成東と山(六三〇M)～(六三七M)を増やしてしまったのだ。その結果食事をとることもできない行路にしてしまっているのである。

## 千葉転の西求

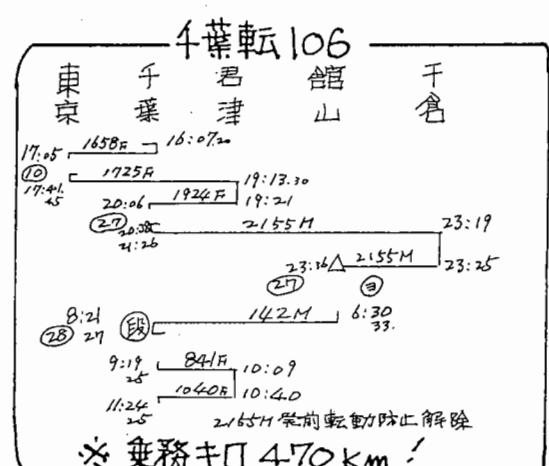
千葉運転区について、次の点を改善すること。

- (1) 次の行路について、食事時間のとれる内容に改善すること。  
B 60、101、148、165、253
- (2) 次の行路について、睡眠時間の拡大を図ること。  
B 58、165、166
- (3) B 106について、大型行路を解消すること。
- (4) B 165について、明けの行路を緩和すること。
- (5) B 147 676Fへの便乗について、トイレや弁当購入時間を確保するため、段下げとすること。
- (6) B 58 2121M～2136Mと、B 64 1551M～1750Mを差し替えること。
- (7) 勤務の取り扱いについて、この間、「競技会」を理由として本人に断りなく交番変更が行われたり、時間外の「安全ミーティング」について「冠婚葬祭以外は変更を認めない」とされたり、泊り勤務前に訓練が指定された上で同行路の勤務終了後に「安全ミーティング」が指定されたりする等、極めて非常識な取り扱いが行われているので改善すること。

## 館山の要求

館山運転区について、次の点を改善すること。

- (1) 次の行路について、食事時間のとれる内容に改善すること。  
B 4 (土休)、8、12、19、20、25、26
- (2) B 3について、食事時間確保のために、蘇我駅への便乗時間(便135M)を遅くすること。  
また、B 14についても、食事時間確保のため、蘇我駅への便乗(便1638M)を遅くすること。
- (3) B 25仕業について、睡眠時間の拡大を図ること。
- (4) 次の行路について、充分な在宅休養時間を確保するよう、改善すること。
  - B 23～B 8
  - B 22～B 10
  - B 16～B 2
- (5) 次の箇所の折り返し及び乗り継ぎ時間について、余裕をもって作業ができる時間を確保すること。
  - B 1 1239M～190M
  - B 10 1186M～187M
- (6) 次の長時間持ちきり行路を解消すること。
  - B 2 145M
  - B 4 (土休) 153M～6124M
  - B 9 167M～2138M
  - B 10 1169M～187M
  - B 17 2149M
  - B 21 197M～2158M
  - B 22 2139M～728M
- (7) 二組の上段、下段について、乗務キロのバランスのとれた交番順序となるよう改善すること。
- (8) 初めて快速列車担当を行うことに踏まえ、車両(グリーン車)、給電区分の訓練を実施すること。
- (9) 千葉運転区泊りの行路について、休養確保のために一人部屋とすること。
- (10) 千葉駅3・4番ホーム詰所のエアコンを修理したい。



煙転士も人店だ。

Mから六二九Mの間(六時～七時)に大網で食え」というのだが、一体この時間に大網の何処で食事を確保できるというのか。成東泊りの勤務では、弁当を買っておくこともできない。結局どのような手段をとっても朝飯など食べられないということだ。

さらに、B一〇六行路のように乗務キロが四五〇kmもの泊り行路が設定されている。これまでの最高は泊り勤務で三七〇kmであつた。結局当局は、働く者の最低限の要求など一切考えせず、ただひたすら「効率化」だけを追求してダイヤを設定したのである。

「一体どうしろと言うのか」と質すと、当局は何と「各自くふうしてもらう」と言うのである。ハンドルを握り続けている以上と言ふのか。当局も結局後は何の回答もできず沈黙し続けるだけであった。団交で沈黙してしまうしかないような行路を組むなど断じて許すことはできない。